

# 第1回

## 富合町合併特例区協議会



と き 平成20年10月6日(月)  
午前9時35分～

ところ 富合総合支所 3階会議室

富合町合併特例区協議会事務局

## 目 次

### 〔協 議〕

協議第 1 号	富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則について	1
協議第 2 号	富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則について	3
協議第 3 号	富合町屋外運動場規則について	5
協議第 4 号	富合町健康づくり総合センター規則について	11
協議第 5 号	富合町都市公園規則について	17
協議第 6 号	富合町老人憩の家規則について	27
協議第 7 号	富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則について	33
協議第 8 号	富合町合併特例区公告式規則について	35
協議第 9 号	富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則について	37
協議第 10 号	富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則 について	39
協議第 11 号	富合町合併特例区協議会会議運営規則について	45
協議第 12 号	富合町合併特例区協議会の組織に関する規則について	51
協議第 13 号	平成 20 年度富合町合併特例区予算について	53

### <参考資料>

富合町合併特例区の組織	66
富合町合併特例区協議会構成員等名簿	67
富合町合併特例区規約	68

## 第 1 回 富合町合併特例区協議会協議案件一覧

協議 番号	名 称	協議会 同意	市長 承認	市議会 議決
協議 第 1 号	富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則	○	○	○
協議 第 2 号	富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則	○	○	○
協議 第 3 号	富合町屋外運動場規則	○	○	○
協議 第 4 号	富合町健康づくり総合センター規則	○	○	○
協議 第 5 号	富合町都市公園規則	○	○	○
協議 第 6 号	富合町老人憩の家規則	○	○	○
協議 第 7 号	富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則	○	—	—
協議 第 8 号	富合町合併特例区公告式規則	○	—	—
協議 第 9 号	富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則	○	—	—
協議 第 10 号	富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則	○	—	—
協議 第 11 号	富合町合併特例区協議会会議運営規則	○	—	—
協議 第 12 号	富合町合併特例区協議会の組織に関する規則	○	—	—
協議 第 13 号	平成 2 0 年度富合町合併特例区予算	○	○	—



協議第1号

**富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則について**

富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第33条第6項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条の規定に基づき、区長の給与及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 区長の給料月額は、707,000円とする。

(その他の給与)

第3条 区長には、前条に規定する給料のほか、扶養手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

(給与の支給)

第4条 前2条に規定する給与の支給については、熊本市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第5号。以下「給与条例」という。)の例による。

2 前項の規定により給与条例の例によることとされたもののうち期末手当の支給の割合については、次に定めるとおりとする。

(1) 給与条例第30条第2項(表の部分を除く。)に規定する期末手当基礎額に乗じる割合は、同項の規定にかかわらず、3月に支給する場合は100分の30、6月に支給する場合は100分の145、12月に支給する場合は100分の160とする。

(2) 給与条例第30条第5項において、人事委員会規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。

(旅費)

第5条 区長が公務のために旅行するときは、区長に対し旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号)別表第1に規定する2号区分に相当する額とし、その支給方法については、同条例の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

協議第 2 号

**富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則について**

富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 6 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区協議会の構成員の報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第36条第7項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項及び第4項の規定に基づき、合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）の報酬の額及び支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 構成員の報酬は、月額250,000円とする。

(支給方法)

第3条 構成員が月の中途において就職し、又は離職し、若しくは死亡した場合においては、その月分の報酬は、日割計算によって支給する。

第4条 報酬は、その月分を翌月の10日に支給する。ただし、区長が特に必要と認めるときは、区長が定める日に支給することができる。

2 前項に規定する支給日が富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則（平成20年富合町合併特例区規則第 号）に規定する合併特例区の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日に支給する。

3 構成員が離職し、又は死亡した場合においては、第1項の規定にかかわらず、報酬を直ちに支給することができる。

第5条 報酬は、構成員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



協議第 3 号

**富合町屋外運動場規則について**

富合町屋外運動場規則について、別紙のとおり提案する。

平成 2 0 年 1 0 月 6 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町屋外運動場規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域住民の体力の向上と心身の健全な発達に寄与するため設置する富合町屋外運動場（以下「屋外運動場」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間及び供用日)

第2条 屋外運動場の供用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 屋外運動場の供用日は、1月4日から12月28日までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に供用しない日を設けることができる。

(使用許可)

第3条 屋外運動場の施設（設備を含む。以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、屋外運動場の施設等の使用を許可しない。

- (1) 善良の風俗又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 屋外運動場の施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 屋外運動場の管理運営上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

3 区長は、屋外運動場の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第4条 区長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に付した条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じても、合併特例区はその責めを負わない。

- (1) 前条第2項第1号から第4号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) この規則又はこれに基づく要綱等に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 区長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備)

第8条 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、管理運営上必要と認めたときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用終了後直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に屋外運動場の施設等を使用してはならない。

2 使用者は、屋外運動場の施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、屋外運動場の施設等の使用を終わったとき、又は第4条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、屋外運動場の施設等をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に旧富合町屋外運動場設置及び管理に関する条例（平成12年条例第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 別表（第5条関係）

##### 1 施設使用料

区分		単位	使用料
軽運動場	高校生以下	1時間につき	250円
	一般	1時間につき	250円
テニスコート	高校生以下	1面1時間につき	170円
	一般	1面1時間につき	350円

#### 備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
  - 2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
  - 3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。
- ##### 2 照明使用料

区分	単位	使用料
軽運動場	1時間につき	900円
テニスコート	1面1時間につき	350円

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。



協議第4号

富合町健康づくり総合センター規則について

富合町健康づくり総合センター規則について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町健康づくり総合センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住民の健康づくりを目指し、体育スポーツの振興及び文化の高揚並びに健康増進、疾病の予防及び保健衛生の向上を図るため設置する富合町健康づくり総合センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間及び供用日)

第2条 センターの供用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 センターの供用日は、1月4日から12月28日までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に供用しない日を設けることができる。

(使用許可)

第3条 センターの施設（設備を含む。以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設等の使用を許可しない。

- (1) 善良の風俗又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) センターの管理運営上支障があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が不相当と認めるとき。

3 区長は、センターの管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第4条 区長は、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可に付した条件を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を生じても、合併特例区はその責めを負わない。



- (1) 前条第2項第1号から第4号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) この規則又はこれに基づく要綱等に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、区長が特に認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 区長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第7条 既納の使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(特別の設備)

第8条 使用者は、特別な設備をしようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

2 区長は、管理運営上必要と認めたときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用終了後直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第9条 使用者は、使用許可を受けた目的以外にセンターの施設等を使用してはならない。

2 使用者は、センターの施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復)

第10条 使用者は、センターの施設等の使用を終わったとき、又は第4条の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 使用者は、センターの施設等をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に旧富合町健康づくり総合センターの設置及び管理に関する条例(平成3年条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 別表(第5条関係)

##### 1 専用使用料

##### (1) 施設使用料

区分	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
体育関係施設(全面)	4,200円	5,600円	5,600円	18,200円

備考 使用時間の延長又は繰上げに係る使用料の額は、1時間につき1,400円とする。各使用時間区分を連続して使用する場合の各使用時間区分間に係る使用料の額についても、同様とする。

##### (2) 照明使用料

区分	単位	使用料
体育関係施設(全面)	1時間につき	700円

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

## 2 一部使用料

区分		単位	使用料	
体育関係施設	バトミン トン	高校生以下	1面1時間につき	230円
		一般	1面1時間につき	460円
	ミニバレ ー	高校生以下	1面1時間につき	230円
		一般	1面1時間につき	460円
	バレーボ ール	高校生以下	1面1時間につき	460円
		一般	1面1時間につき	920円
	バスケット ボール	高校生以下	1面1時間につき	630円
		一般	1面1時間につき	1,260円
	トレーニング室		1時間につき	500円
	ステージ		1時間につき	200円
保健関係施設	和室		1時間につき	300円
	調理実習室		1時間につき	500円

### 備考

- 1 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。
- 2 「高校生以下」とは、高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「一般」とは、一般人並びに大学の学生及びこれに準ずる者をいう。



協議第 5 号

**富合町都市公園規則について**

富合町都市公園規則について、別紙のとおり提案する。

平成 20 年 10 月 6 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町都市公園規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、合併特例区が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、区長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他区長の指示する事項を記載した申請書を区長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を区長に提出してその許可を受けなければならない。

4 区長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合及び集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益にならないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 区長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に

係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ（自転車にあっては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。
- (8) 都市公園をその用途以外に使用すること。

（利用の禁止又は制限）

第5条 区長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（有料公園施設）

第6条 有料公園施設（合併特例区の管理する公園施設のうち有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 有料公園施設を利用しようとする者は、区長の許可を受けなければならない。
- 3 区長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

（公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項）

第7条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 公園施設名
  - イ 設置の目的
  - ウ 設置の期間
  - エ 設置の場所
  - オ 公園施設の構造
  - カ 公園施設の管理の方法
  - キ 工事実施の方法

- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 都市公園の復旧方法
- コ その他区長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ その他区長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) その他区長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第8条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第10条 法第5条第1項の許可を受けた者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。



- 2 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第3に掲げる使用料を納付しなければならない。
- 3 第2条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表第4に掲げる使用料を納付しなければならない。
- 4 有料公園施設を利用しようとする者は、別表第5に掲げる使用料を納付しなければならない。

(監督処分)

第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この規則の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。この場合において、許可の取消し等により許可を受けた者が損害を受けても、合併特例区は、その責めを負わない。

- (1) この規則の規定又はこの規則の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この規則の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの規則の規定による許可を受けた者
- (4) その者の使用が集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この規則の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に規定する者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止

したとき。

(3) 第1号に規定する者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第13条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用、第2条第1項各号に掲げる行為又は有料公園施設の利用（以下「都市公園の使用」という。）の期間が3月を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際（有料公園施設の利用については当該利用の申請の際）徴収する。ただし、有料公園施設の利用の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 利用者が官公署、学校、アマチュアスポーツ団体その他区長が特に認めるものである場合

(2) 電子情報処理組織等を利用して行う方法で区長が定めるものにより有料公園施設を利用する場合

2 都市公園の使用の期間が3月を超える場合においては、次の各号に掲げる期間の区分により、初期の分は使用の許可の際、次期以降の分は当該各期の始めに徴収する。

(1) 第1期 4月から6月まで

(2) 第2期 7月から9月まで

(3) 第3期 10月から12月まで

(4) 第4期 1月から3月まで

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると

きは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 都市公園を使用する者が不可抗力により使用ができなかったとき。
- (2) 合併特例区の都合により都市公園の使用の許可を取り消したとき。
- (3) その他特に区長が相当な理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第15条 区長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条 区長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に旧富合町都市公園条例（昭和61年条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1（第6条関係）

有料公園施設	富合町雁回公園 運動広場
--------	--------------

別表第2（第10条第1項関係）

区分	単位	金額
公園施設を設置する場合	1平方メートル1年につき	4,080円
公園施設を管理する場合	1平方メートル1年につき	10,320円

備考

- 1 使用料算定の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又はその全面積が1平方メートル未満であるときは、その端数又はその全面積は、1平方メートルとして計算する。
- 2 使用の期間に1年未満の端数があるとき、又は使用の期間が1年未満のときは、月割をもって計算する。この場合において、使用の期間に1月未満の端数があるとき、又は使用の期間が1月未満のときは、これを1月として計算する。

別表第3（第10条第2項関係）

占用物件の種類			使用料	
			単位	金額
電柱類	本柱	第1種	1本1年につき	1,400円
		第2種		2,200円
		第3種		3,000円
	支線、支柱その他これらに類するもの	1,400円		
共架電線その他これらに類するもの			1メートル1年につき	13円
地下電線その他地下に設ける線類				7円
変圧塔、鉄塔その他これらに類するもの			1平方メートル1年につき	2,000円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			1メートル1年につき	670円

通路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火用貯水槽その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートル 1年につき	2,000円
郵便差出箱及び公衆電話所	1平方メートル 1年につき	2,000円
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル 1日につき	72円
区長が指定する有料公園施設において競技会その他これに類する行事を行う場合に設ける広告物	1平方メートル 1日につき	1,600円
標識	1本1年につき	1,600円
橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル 1年につき	2,000円
工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料置場	1平方メートル 1月につき	720円
その他の占有物件	1平方メートル 1月につき	720円

#### 備考

- 1 電柱類のうち、第1種とは本柱(当該本柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該本柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種とは本柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種とは本柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 共架電線とは、本柱を設置する者以外の者が当該本柱に設置する電線をいう。
- 3 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間に1年未満の端数があるとき、又は当該占有の期間が1年未満であるときは、月割をもって計算する。この場合において、当該占有の期間に1月未満の端数があるとき、又は当該占有の期間が1月未満のときは、1月として計算する。
- 4 使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又は当該占有の期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 5 使用料算定の基礎となる面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は

その全面積が1平方メートル未満であるときはこれを1平方メートルとして計算し、使用料算定の基礎となる長さに1メートル未満の端数があるとき、又はその全長が1メートル未満であるときはこれを1メートルとして計算する。

別表第4（第10条第3項関係）

行為の種類	単位	金額
行商その他これに類するもの	1件1年につき	10,320円
業としての写真撮影	1台1年につき	10,320円

備考 使用の期間に1年未満の端数があるとき、又は使用の期間が1年未満のときは、月額をもって計算する。この場合において、使用の期間に1月未満の端数があるとき、又は使用の期間が1月未満のときは、これを1月として計算する。

別表第5（第10条第4項関係）

施設名		単位	使用料
富合町雁回公園	運動広場	ソフトボール場（1面）	1時間につき 250円
		野球場（1面）	1時間につき 500円
		全面	1時間につき 1,000円

備考 使用時間に1時間に満たない端数がある場合は、1時間とみなす。

協議第6号

**富合町老人憩いの家規則について**

富合町老人憩いの家規則について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町老人憩の家規則

(趣旨)

第1条 この規則は、老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの施設として設置する富合町老人憩の家（以下「老人憩の家」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第2条 老人憩の家の開館時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 老人憩の家の休館日は、次のとおりとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 水曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(事業の内容)

第3条 老人憩の家は、老人の福祉を増進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 老人の生活、身上等に関する相談に応じ適切な指導を行うこと。
- (2) 老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供すること。
- (3) 老人クラブの運営について援助及び指導を行うこと。
- (4) 老人福祉について調査研究を行うこと。

(使用者の資格)

第4条 老人憩の家を使用することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 熊本市に居住する60歳以上の者
- (2) 熊本市に居住する老人クラブの会員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、区長が特に使用を認めた者

(使用の許可等)

第5条 老人憩の家を使用しようとする者は、あらかじめ区長の許可を受けなければならない。

2 区長は、老人憩の家を使用しようとする者又は前項の規定により使用の許可を受け



た者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可せず、既にした許可を取り消し、立入りを拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 老人福祉の趣旨に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序若しくは善良な風俗を害し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 施設の管理上支障がある感染性の疾患を有すると認められるとき。
- (4) この規則又はこの規則に基づく要綱等に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が管理運営上支障があると認めるとき。

（損害賠償）

第6条 使用者は、老人憩の家の建物又は設備をき損し、又は滅失したときは、速やかに原状に回復し、又は区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。

（指定管理者による管理）

第7条 区長は、別に定める基準に該当する団体を市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第48条第3項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「準用地方自治法」という。）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定することができる。

（指定管理者の指定の手續）

第8条 前条に規定する団体が同条の規定による指定を受けようとするときは、指定の申請書及び老人憩の家の事業計画書その他区長が定める書類を提出し、区長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議に当たっては、区長は、次に掲げる事項について配慮するものとする。

- (1) 老人憩の家の運営が、使用する者の平等利用を確保することができること。
- (2) その事業計画書の内容が、老人憩の家の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 老人福祉の向上に資する活動を行っていること等により、第3条各号に掲げる事業を推進する十分な能力を有すると認められること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が定める基準

3 区長は、第1項の規定による協議が調った場合は、合併特例区協議会の同意を得て当該団体を指定管理者として指定するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、この規則に定めるもののほか、法令、この規則に基づく要綱その他区長が定めるところに従い、老人憩の家の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 老人憩の家の使用の許可及びその取消しに関する業務
- (2) 老人憩の家の維持管理に関する業務
- (3) 第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、老人憩の家の管理運営上区長が必要と認める業務

(利用料金)

第11条 使用者は、指定管理者に対し、老人憩の家の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、使用者が老人関係施設の入所者であるときは、別に定めるところにより当該使用者の利用料金を減額することができる。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、指定を受けるときは、合併特例区と老人憩の家の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、区長が別に定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第13条 準用地方自治法第244条の2第11項の規定により区長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において当該指定管理者に損害が生じても、合併特例区はその賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第14条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、区長の定めるところにより個人情報適切に管理するほか、老人憩の家の管理

に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に旧富合町老人憩の家設置及び管理に関する条例（平成17年条例第29号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 別表（第11条関係）

区分	単位	料金
大広間	1回につき	2,000円
小会議室	1回につき	300円
入場料	1人につき（団体）	110円
	1人につき（個人）	150円

備考 団体は、15人以上とする。



協議第7号

**富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則について**

富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区の休日及び期限の特例を定める規則

### (合併特例区の休日)

第1条 次の各号に掲げる日は、合併特例区の休日とし、合併特例区の機関の職務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、合併特例区の休日に合併特例区の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

### (期限の特例)

第2条 合併特例区に対する申請、届出その他の行為の期限で合併特例区規則で規定する期間（時をもって定める期間を除く。）をもって定めるものが合併特例区の休日に当たるときは、合併特例区の休日の翌日をもってその期限とみなす。ただし、合併特例区規則に別段の定めがある場合は、この限りでない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

協議第 8 号

**富合町合併特例区公告式規則について**

富合町合併特例区公告式規則について、別紙のとおり提案する。

平成 20 年 10 月 6 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区公告式規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第35条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の規定に基づく合併特例区規則その他区長が定める規程等の公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則の公布)

第2条 合併特例区規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に区長が署名しなければならない。

2 合併特例区規則の公布は、合併特例区の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(規程等の公表)

第3条 区長の定める規程等を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び区長名を記入して区長印を押さなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規程等に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



協議第 9 号

**富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則について**

富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則について、別紙のとおり提案する。

平成 20 年 10 月 6 日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区財政状況の公表に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第47条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づく合併特例区の財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の期限)

第2条 区長は、毎年3月末日及び9月末日から2月以内に、それぞれその末日現在における合併特例区の財政状況を公表する。

(公表の方法)

第3条 前条の規定による公表は、合併特例区の事務所前の掲示場に掲示して行う。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

協議第10号

**富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則  
について**

富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則について、  
別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区協議会の構成員の公務災害補償等に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定により、合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）に対する公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関する制度等を定め、もって構成員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

### (通勤)

第2条 この規則で「通勤」とは、構成員が、勤務のため、次に掲げる移動を、合理的な経路及び方法により行うことをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

- (1) 住居と勤務場所との間の往復
- (2) 一の勤務場所から他の勤務場所への移動その他の区長が別に定める就業の場所から勤務場所への移動（区長が別に定める職員に関する法令の規定に違反して就業している場合における当該就業の場所から勤務場所への移動を除く。）
- (3) 第1号に掲げる往復に先行し、又は後続する住居間の移動（区長が別に定める要件に該当するものに限る。）

### (補償の実施)

第3条 構成員の補償の実施は、区長が行うものとし、公務又は通勤により生じたと認められる災害が発生した場合には、その災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかを認定し、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に通知しなければならない。

### (災害の認定等)

第4条 災害の認定、補償の種類及び補償金額は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年熊本市条例第50号。以下「条例」という。）の例によるものとする。

- 2 前項の災害の認定は、条例に規定する認定委員会に委任するものとする。

### (審査)

第5条 区長の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施について不服がある者は、審査を申し立てることができる。

2 前項の審査は条例に規定する公務災害補償等審査会(以下「審査会」という。)に委任するものとし、前項の申立てがあったときは、審査会は、速やかにこれを審査して裁定を行い、これを本人及び区長に通知しなければならない。

(報告、出頭等)

第6条 区長又は審査会は、補償の実施又は審査のため必要があると認めるときは、補償を受け若しくは受けようとする者又はその他の関係人に対して報告をさせ、文書その他の物件を提出させ、出頭を命じ、又は医師の診断若しくは検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、区長が定めるところにより、旅費を受けることができる。

(一時差止め)

第7条 補償を受ける権利を有する者が、正当な理由がなく、前条第1項の規定による報告をせず、文書その他の物件を提出せず、出頭せず、又は医師の診断を拒んだときは、区長は、補償を一時差し止めることができる。

(期間の計算)

第8条 この規則に規定する期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)の期間の計算に関する規定を準用する。

(通勤による災害に係る費用の一部負担金)

第9条 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける者は、一部負担金として、200円を納付しなければならない。

2 この規則により前項の者に支給すべき補償がある場合又は当該補償がない場合において当該者に支給すべき給与があるときは、区長は、その支給すべき補償の額又は給与から同項の金額に相当する金額を控除して、これを当該者に代わって納付することができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(脳死した者の身体に対する療養補償)

第2条 この規則の規定に基づく療養(療養に要する費用の支給に係る当該療養を含む。以下同じ。)の給付に継続して、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2項の脳死した者の身体への処置がされた場合には、当分の間、当該処置は、この規則の規定に基づく療養の給付としてされたものとみなす。

(障害補償年金差額一時金)

第3条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、次の表の左欄に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額に満たない時は、区長は、その者の遺族に対し、補償として、その差額に相当する額の障害補償年金差額一時金を支給する。

障害等級	額
第1級	補償基礎額に1,340を乗じて得た額
第2級	補償基礎額に1,190を乗じて得た額
第3級	補償基礎額に1,050を乗じて得た額
第4級	補償基礎額に920を乗じて得た額
第5級	補償基礎額に790を乗じて得た額
第6級	補償基礎額に670を乗じて得た額
第7級	補償基礎額に560を乗じて得た額

2 障害補償年金差額一時金を受けることができる遺族は、次に掲げる者とする。

この場合において、障害補償年金差額一時金を受けるべき遺族の順位は、次の各号の順序とし、当該各号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

- (1) 障害補償年金を受ける権利を有する者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 前号に該当しない配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 3 前2項に定めるもののほか、障害補償年金差額一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の2の規定の例による。

(障害補償年金前払一時金)

第4条 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が区長の定めるところにより申し出たときは、区長は、補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。

- 2 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額を限度として区長が定める額とする。

- 3 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が区長が定める算定方法に従い当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- 4 前3項に定めるもののほか、障害補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第5条の3の規定の例による。

(遺族補償年金前払一時金)

第5条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が区長の定めるところにより申し出たときは、区長は、補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

- 2 遺族補償年金前払一時金の額は、補償基礎額の1,000倍に相当する額を限度として区長が定める額とする。

- 3 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる構成員の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が区長が定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- 4 前各項に定めるもののほか、遺族補償年金前払一時金に関し必要な事項については、法附則第6条の規定の例による。





協議第11号

**富合町合併特例区協議会会議運営規則について**

富合町合併特例区協議会会議運営規則について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区協議会会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富合町合併特例区規約（以下「規約」という。）に規定するもののほか、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開する。

2 会長、副会長及び構成員（会長及び副会長を除く。以下同じ。）は、会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の議事を進行することに努めなければならない。

2 副会長及び構成員（以下これらを「構成員等」という。）は、会議に積極的に参画し、円滑な議事進行に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 会議において発言しようとする構成員等は、議長の許可を得た上で、発言するものとする。

(採決の方法)

第5条 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告するものとする。

(規律)

第6条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 構成員等及び規約第10条第5項により会長が必要と認めた者（以下「参考人」という。）は、会議において、資料、新聞紙、文書等を配布しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(会議録の調製)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席構成員及び参考人の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が指名する構成員等2人が署名しなければならない。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、公開する。

(傍聴人)

第9条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、50人とする。ただし、会場の都合により、定員を増減することができる。

(傍聴の手続)

第10条 一般傍聴人が、会議を傍聴しようとするときは、富合町合併特例区協議会会議一般傍聴人受付簿(様式第1号)に所定の事項を記入し、傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者

(2) ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者

(3) 拡声器、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第12条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しないこと。

(2) 私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(3) 張り紙、旗又は垂れ幕の類の掲揚、掲示等の示威的行為をしないこと。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(職員の指示)

第13条 傍聴人は、合併特例区の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第14条 議長は、傍聴人が前2条の規定に違反したときは、これを制止するとともに、命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

年 月 日

第 回 富合町合併特例区協議会会議一般傍聴人受付簿

番 号	住 所	氏 名	備 考

（表）

<p style="text-align: center;"><b>傍 聴 証</b></p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">富合町合併特例区協議会</p>
---

（裏）

<p>1.会議場に入場の際は、必ず着用してください。</p> <p>2.傍聴終了後は、受付に返却してください。</p>
---

協議第12号

**富合町合併特例区協議会の組織に関する規則について**

富合町合併特例区協議会の組織に関する規則について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

## 富合町合併特例区協議会の組織に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富合町合併特例区規約に規定するもののほか、合併特例区協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものである。

(協議会の構成員の活動業務)

第2条 協議会の構成員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の会議に参加すること。
- (2) 富合区域内の各地区囑託員と定期的に意見交換を行うこと。
- (3) 区長などの行政機関と定期的に意見交換を行うこと。
- (4) 富合区域選出市議会議員と定期的に意見交換を行うこと。
- (5) 合併特例区が実施する各種イベントへの参加
- (6) 協議会の広報に関すること。
- (7) 協議会の部会に関する活動
- (8) 富合区域内で取り組む事業に関すること。
- (9) 住民自治組織の形成に関すること。

(部会)

第3条 協議会が必要と認める事項について、調査研究等を行うため、協議会に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



協議第13号

平成20年度富合町合併特例区予算について

平成20年度富合町合併特例区予算について、別紙のとおり提案する。

平成20年10月6日 提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

平成20年度

# 富合町合併特例区予算書

富合町合併特例区

## 平成20年度富合町合併特例区予算

平成20年度富合町合併特例区予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ91,687千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成20年10月6日提出

富合町合併特例区長 村 崎 秀

# 第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 合併特例区交付金		90,633
	1 合併特例区交付金	90,633
2 使用料及び賃借料		1,054
	1 使用料	1,054

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		82,632
	1 総務管理費	82,632
3 衛生費		722
	1 保健衛生費	722
4 農林水産業費		300
	1 農業費	300
6 土木費		1,935
	1 都市計画費	1,935
7 教育費		6,098
	1 社会教育費	906
	2 保健体育費	5,192

# 歲入歲出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 合併特例区交付金	90,633	0	90,633
2 使用料及び手数料	1,054	0	1,054
歳入合計	91,687	0	91,687

(歳出)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他	
1 総務費	82,632	0	82,632	0	0	82,632
3 衛生費	722	0	722	0	0	722
4 農林水産業費	300	0	300	0	0	300
6 土木費	1,935	0	1,935	0	220	1,715
7 教育費	6,098	0	6,098	0	834	5,264
歳出合計	91,687	0	91,687	0	1,054	90,633

2. 歳入

(款) 1 合併特例区交付金

(項) 1 合併特例区交付金

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 合併特例区交付金	90,633	0	90,633	1 合併特例区交付金	90,633	富合町合併特例区交付金
計	90,633	0	90,633		90,633	

(単位：千円)

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 使用料	1,054	0	1,054	1 使用料	1,054	施設使用料
計	1,054	0	1,054		1,054	

(単位：千円)

3. 歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国県支出金	その他				
1 一般管理費	20,399	0	20,399	0	0	20,399	1 報酬	14,659	合併特別区協議会構成員報酬	14,659
							2 給料	4,146	合併特別区長給料	4,146
							3 手当	711	期末等手当	711
							11 需用費	363	合併特別区だより印刷費	300
							13 委託料	520	公印代	63
									ホームページ構築・維持管理委託	520
2 新幹線対策費	62,233	0	62,233	0	0	62,233	9 旅費	1,520	普通旅費	1,520
							11 需用費	1,657	消耗品費	973
									食料費	150
									修繕費	92
									燃料光熱水費	442
							12 役務費	859	通信費	68
									自動車損害保険料	41
									登記関係手数料	750
							13 委託料	21,200	排水路整備設計委託	2,000
									家屋事前調査委託	9,200
									実施設計委託	10,000
							14 使用料及び賃借料	425	コピーカウター料	235
									パソコン等使用料	190
							15 工事請負費	21,000	排水路等工事	21,000
							17 公有財産購入費	15,500	用地購入費	15,500
							19 負担金補助及び交付金	72	協議会負担金	72
計	82,632	0	82,632	0	0	82,632				



(款) 3 衛生費  
(項) 1 保健衛生費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				一般財源		区分	金額		
				特定財源	その他				
2健康の里推進費	722	0	722	0	722	8報償費	285	講師等謝礼 各種大会記念品代	235 50
						11需用費	437	消耗品費 印刷製本費	365 72
計	722	0	722	0	722				

(款) 4 農林水産業費  
(項) 1 農業費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				一般財源		区分	金額		
				特定財源	その他				
1水田農業推進対策費	300	0	300	0	300	19負担金補助及び交付金	300	産業祭負担金	300
計	300	0	300	0	300				

(款) 6 土木費

(項) 1 都市計画費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明		
				一般財源		金額				
				特定財源	その他					
1公園管理費	1,935	0	1,935	0	220	1,715	11需用費	398	消耗品費 修繕費 燃料光熱水費	65 253 80
							12役員費	636	植木手入れ手数料 し尿汲取手数料 水道タンク清掃手数料 水質検査手数料	400 198 25 13
							13委託料	840	雁回公園管理委託	840
							14使用料及び賃借料	6	ケアーブル添架料	6
							16原材料費	30	土砂等	30
							19負担金補助及び交付金	25	簡易水道組合工事等負担金	25
計	1,935	0	1,935	0	220	1,715				

(款) 7 教育費

(項) 1 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節	説明		
				一般財源		金額				
				特定財源	その他					
2公民館費	906	0	906	0	0	906	8報償費	336	高齢者学級講師等謝礼金	336
							11需用費	142	成人式茶話会 印刷製本費	20 122
							14使用料及び賃借料	428	高齢者学級用自動車借上料	428
計	906	0	906	0	0	906				

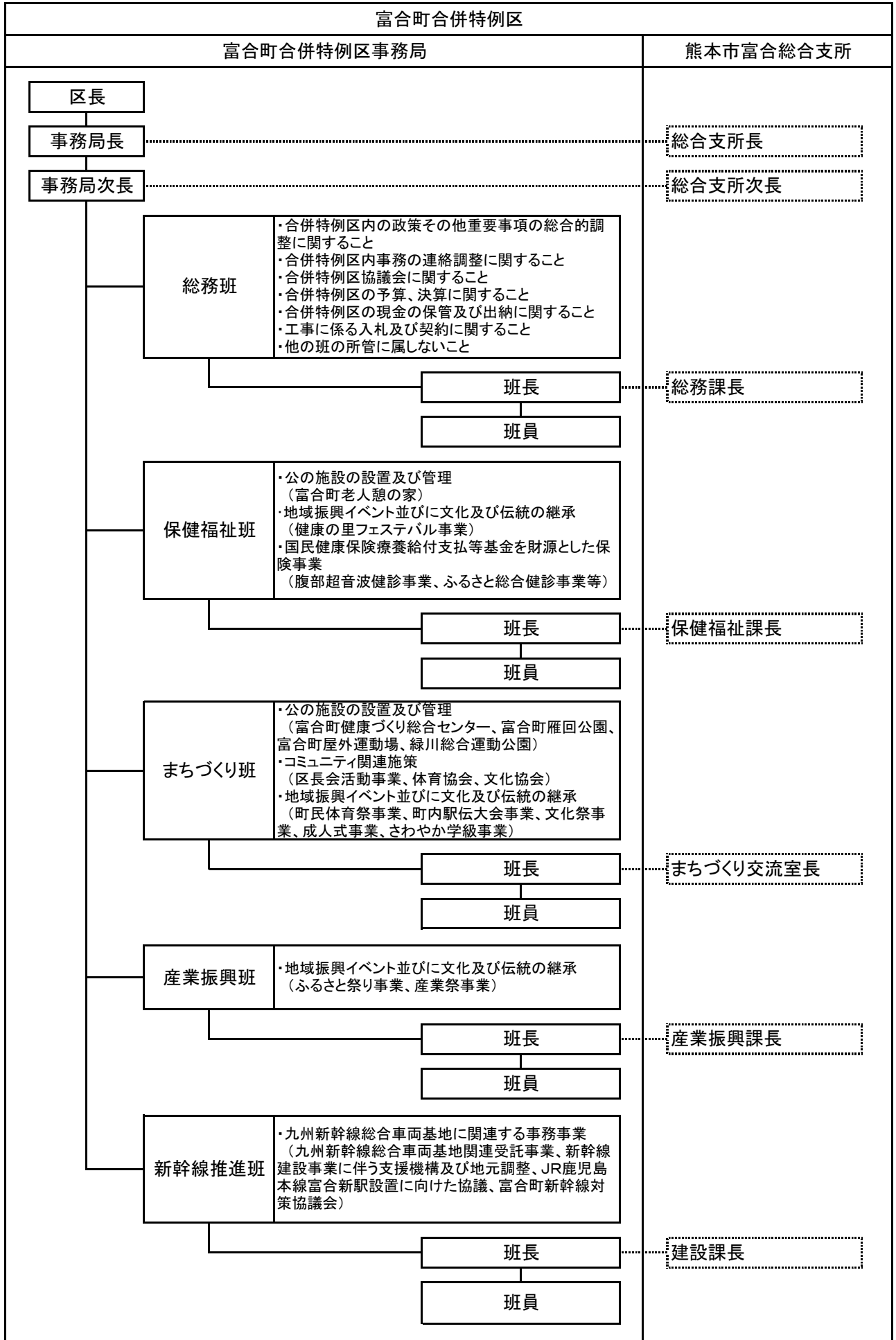
(款) 7 教育費  
(項) 2 保健体育費 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明
				特定財源	一般財源		区分	金額	
					国県支出金	その他			
1保健体育総務費	20	0	20	0	0	20	14使用料及び賃借料	20 町内駅伝大会時借上料	
2保健体育施設費	5,172	0	5,172	0	834	4,338	11需用費	100 消耗品費 132 修理費 2,120 燃料光熱水費	
							12役務費	98 電話料	53
							13委託料	雁回館トイレ洗浄・消毒手数料 施設管理等委託	45 2,577
							14使用料及び賃借料	120 下水道使用料	120
							16原材料費	25 土砂等	25
計	5,192	0	5,192	0	834	4,358			



## <参 考 資 料>

# 富合町合併特例区の組織



## 富合町合併特例区協議会構成員等名簿

(構成員)

氏 名	協議会役職	備 考
米 原 靖 雄		元富合町議会議員
内 藤 信 博		元富合町議会議員
朽 木 信 哉		元富合町議会議員
小 山 一 美		元富合町議会議員
松 永 隆		元富合町議会議員
改 原 明 博		元富合町議会議員
菊 池 博 志		元富合町議会議員
野 口 ミナ子		元富合町議会議員
村 崎 博 則		元富合町議会議員
田 中 榮 信		元富合町副町長

(合併特例区長)

氏 名	役 職	備 考
村 崎 秀	区長(特別顧問兼務)	元富合町長

(合併特例区事務局)

氏 名	役 職	備 考
寺 田 富士男	事務局長	総合支所長
秋 岡 了 誠	事務局次長	総合支所次長
岩 岡 博 文	総務班長	総務課長
高 木 伸 二	保健福祉班長	保健福祉課長
元 田 裕 介	まちづくり班長	まちづくり交流室長
佐 藤 誠 二	産業振興班長	産業振興課長
吉 田 輝 夫	新幹線推進班長	建設課長

## 富合町合併特例区規約

(設置)

第1条 市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第26条第1項の規定に基づき、合併前の下益城郡富合町の区域（以下「区域」という。）に合併特例区を設ける。

(名称)

第2条 合併特例区の名称は、富合町とする。

(設置期間)

第3条 合併特例区の設置期間は、合併の日から5年間とする。

(合併特例区の処理する事務)

第4条 合併特例区は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 別表に規定する公の施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 区域におけるコミュニティ関連施策に関すること。
- (3) 区域における地域振興イベント並びに文化及び伝統の継承に関すること。
- (4) 区域における九州新幹線総合車両基地に関連する事業に関すること。
- (5) 区域における国民健康保険療養給付支払等基金を財源とした保健事業に関すること。

(事務所の位置)

第5条 合併特例区の事務所は、合併前の下益城郡富合町大字清藤405番地3に置く。

(区長の任期)

第6条 合併特例区の長（以下「区長」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(区長の権限)

第7条 区長は、合併特例区を代表し、その事務を総理する。

2 区長に事故があるとき又は区長が欠けたときは、合併特例区の職員のうち、区長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

(合併特例区協議会の構成員の選任等)

第8条 合併特例区協議会の構成員（以下「構成員」という。）は、区域内に住所を有



し、かつ、熊本市議会の議員の被選挙権を有する者のうちから、熊本市長が選任する。

- 2 構成員の任期は、2年とする。ただし、欠員により構成員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 構成員の再任は、これを妨げないものとする。
- 4 熊本市長は、構成員がその職務に必要な適格性を欠くと認める場合又は心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認める場合は、当該構成員を解任することができる。

(合併特例区協議会の会長及び副会長の選任等)

第9条 合併特例区協議会に、会長及び副会長各1人を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、構成員の任期による。
- 3 会長及び副会長の解任については、協議会で協議し、決定する。

(合併特例区協議会の組織及び運営)

第10条 構成員の定数は、10人以内とする。

- 2 合併特例区協議会の会議(以下「会議」という。)は、定例会及び臨時会とし、区長が招集するものとする。
- 3 会議は、構成員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議長は、会長が務めるものとする。
- 5 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
- 6 会議は、公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、公開しないことができる。
- 7 会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 合併特例区協議会の庶務は、合併特例区の事務所において処理する。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、合併特例区の組織及び運営に関し必要な事項は、合併特例区規則で定める。

附 則

この規約は、合併の日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	所在地（合併前）
富合町健康づくり総合センター	富合町大字清藤405番地1
富合町雁回公園	富合町大字木原2748番地
富合町屋外運動場	富合町大字平原67番地1
富合町老人憩の家	富合町大字木原2319番地
緑川総合運動公園	富合町大字上杉字上川原358番1地先から 富合町大字小岩瀬字居屋敷926番地先まで

